

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

Letter from Y.Ozaki

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

私(弁護士尾崎)からは、今後、企業法務、相続、不動産、離婚等の分野にまつわる法律情報を発信させて頂こうと考えております。

今回は、「企業法務」分野から、「個人情報保護法」について取り上げさせていただきます。

企業の事業活動は様々な情報を利用・活用して行われており、現代社会では、高度なIT化により、個人に関する様々な情報を体系化(データベース化)し、特定の個人と紐付けて情報を繋げることで、その人物像を詳細に浮かび上がらせることが可能になっています。

その反面、最近でも、大手の就職活動サイトの運営会社がユーザーである学生の「内定辞退率データ」をクライアントである採用企業に提供していたことが問題になったように、個人情報保護の必要性が高まっています。民間事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき義務等を定めた法律として、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)があります。

1. 個人情報保護法の施行・改正

個人情報保護法は、平成17年4月1日に全面施行され、その後、平成27年9月に成立した改正法(平成29年5月30日全面施行)では、取り扱う個人情報の数が5000件を超えない中小規模の事業者も規制対象とする等の改正がなされたところですが、同改正法の附則で定められた施行後3年ごとの見直し規定を受け、令和2年6月に更に改正がなされており、この改正法は令和4年4月1日に全面施行予定です。

2. 個人情報取扱事業者とは

個人情報保護法の適用を受ける「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいいます。

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報をコンピュータや目次・索引等を用いて検索することができるように体

系的に構成したものです。

個人情報データベース等(顧客や従業員の名簿等)を事業の用に供していれば個人情報取扱事業者に該当しますので、ほとんどの企業は、個人情報保護法の適用を受けるものと考えられます。

3. 個人情報とは

上記「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、①氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、又は、②個人識別符号が含まれるもの、です。

上記①の個人情報に当たるか否かのポイントは、当該情報そのもの又は容易に照合可能な他の情報との照合により特定の個人を識別できるか否かです。

上記②の個人識別符号は、DNAの配列、指紋、虹彩の模様、声帯の振動、マイナンバー、旅券番号、運転免許証番号、基礎年金番号等です。

4. 法令・ガイドラインの遵守

個人情報取扱事業者には、個人情報保護法上、個人情報等の取得、利用、管理、提供等の各場面において様々な義務が課せられており、個人情報保護委員会は、同法のガイドラインのほか、漏洩等の事案が生じたときの対応や、中小企業向け、医療・介護等の特定分野向けの各種ガイドラインを定めて公表しています。

(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

令和2年改正では、個人情報保護委員会による是正措置命令に従わなかった場合の法人の罰金刑の最高額が1億円に引き上げられる等、刑事罰が強化されました。

また、万一、個人情報の漏洩が生じた場合には、民事上、漏洩者はプライバシー侵害等の不法行為責任を問われ、企業も実際の漏洩者の使用者として監督責任を問われることとなります。

企業に対する信頼を損なうことがないように、法令・ガイドラインに従い、適正に対応することが求められます。